

JAFからの指示により、誤記修正および一部改正を行いました。
タイムスケジュールに改正がありますので再確認をお願いします。
(修正/改正箇所については、赤字にて記載・2018年8月30日)

2018年JAF全日本ジムカーナ選手権 第10戦

「淀ハイスピードジムカーナ 鈴鹿大会」

特別規則書

第1章 大会告知

- 第1条 競技会の定義および組織
2018年JAF全日本ジムカーナ選手権 第10戦「淀ハイスピードジムカーナ 鈴鹿大会」は、一般社団法人日本自動車連盟(以下「JAF」という)の公認のもとに国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則に準拠したJAFの国内競技規則とその付則、2018年日本ジムカーナノダートトライアル選手権規定、2018年全日本ジムカーナノダートトライアル選手権統一規則、スピード競技開催規定および本競技会特別規則に伴い国内競技として開催される。
- 第2条 競技会の名称
2018年JAF全日本ジムカーナ選手権第10戦
「淀ハイスピードジムカーナ 鈴鹿大会」
- 第3条 競技種目
ジムカーナ
- 第4条 競技の格式
JAF公認:国内競技 JAF公認番号:2018年3121号
- 第5条 開催日程
2018年9月29日(土)~9月30日(日) 2日間
- 第6条 競技会開催場所
名称 : 鈴鹿サーキット国際南コース(コース公認No. 2018-I-2401)
所在地 : 三重県鈴鹿市稲生町7992
TEL : 0593-78-3405
- 第7条 オーガナイザー等
名称 : 淀レーシングクラブ(チーム淀)
代表者名 : 淀野 泰弘
所在地 : 大阪市阿倍野区旭町1-1-28 ニチマンビル1F
- 第8条 大会役員
大会会長 : 淀野 泰弘(淀レーシングクラブ代表)
- 第9条 組織委員会
組織委員長 : 石田 正博
組織委員 : 高井 喜一郎
組織委員 : 加藤 恭三
- 第10条 競技会主要役員
1) 競技会審査委員会
競技会審査委員長 : 横田 龍史 (JAF派遣)
競技会審査委員 : 嶽下 宗男 (JAF派遣)
競技会審査委員 : 武地 満喜 (組織委員会任命)
- 2) 競技役員
競技長 : 後藤 和弘
副競技長 : 和田 修一
コース委員長 : 内田 正則
副コース委員長 : 西井 正樹
計時委員長 : 栗山 隆史
副計時委員長 : 川端 竜史
技術委員長 : 河合 正好
副技術委員長 : 秋山 博英
パドック委員長 : 明智 禎明
副パドック委員長 : 永島 重明
救急委員長 : 加藤 恭三
医師団長 : 鈴鹿サーキット登録ドクターより派遣
事務局長 : 石田 正博
事務局次長 : 三重 正宣
- 第11条 参加申込および参加費用
1) 参加申込場所および申込場所
所在地 愛知県知立市長篠町新田東23-7
担当者 株式会社ゼスト 担当者:松下 和樹
2) 参加受付期間
受付開始 8月16日(木)~8月30日(木)必着
www.t-zest.com
info@t-zest.com
指定の参加申込書・車両改造申告書・出場選手カード・参加料明細書に必要事項を記入のうえ、以下の参加料を添えて参加受付期間内に上記まで申し込むこと。
ただし、銀行振込みを利用する場合、下記の指定銀行口座に入金後、上記申込先に参加申込書等を送付すること。なお、複数名分をまとめて入金した場合は参加申込書も同時に送付すること。
「銀行振込口座番号」
三菱UFJ銀行:知立支店(店番412)
普通貯金:0219561
口座名義:株式会社ゼスト
- 4) 参加料
1名 : 36,500円(MS共済会費を含む)
①MS共済会員は、1名 : 36,000円
(MS共済会員は、参加申込時に会員証のコピーを添付)
- 5) その他
①鈴鹿サーキットにおいて競技会に参加出場する競技運転者は、もてぎ・鈴鹿(MS)共済会(暫定会員を含む)に加入しなければ、ならない。
(暫定会員の手続きは、オーガナイザーにて行う。)
②サービス員の登録 1名:2,000円(申込書にて氏名登録すること)
③サービスカー登録 1枠:3,000円(申込書にて登録すること)
④予備スペース 1枠:3,000円(申込書にて登録すること)
注意:予備スペースは、「2.5m×5m」まで。参加1名に付き予備スペースは1枠まで。
⑤競技車両積載車は、指定された場所に駐車すること。
⑥宿泊 : 各自にて行う。
⑦弁当 : 各自にて行う。
⑧ ③サービスカー・④予備スペースは重複申込は可能。
⑨公開練習走行は、公式行事では無く、参加は任意。スケジュール等の詳細はインフォメーション参照。
- 6)国内競技規則4-19に伴い参加を拒否した場合は、事務手数料として1,000円を差し引き参加費用を返金する。
- 第12条 サービス員およびサービスカー
サービス員およびパドックに持ち込むサービスカーについては、競技参加申込と同時に登録を必要とする。
登録したサービスカーは、パドック内のオーガナイザーが指定した駐車スペースに置くこと。
なお、登録以外の車両および車両積載車はオーガナイザーの指定する駐車スペースに駐車すること。

車両積載車両は、サービスカーとして登録出来ない。

第13条 競技のタイムテーブル

9月29日(土)

・ゲートオープン	7:00~
・公開練習(受付)	7:20~8:00
・公開練習慣熟歩行	8:00~8:45
・公開練習フリーフィンギ	8:50~9:00
・公開練習第1ヒート	9:10~
・第1ヒート終了後45分慣熟歩行	
・公開練習第2ヒート	第1ヒート終了後50分後
・公式受付A(参加確認受付)	12:30~15:00
・公式車両検査A	12:30~15:30
・慣熟歩行(決勝コース)	15:30~16:15
・車両持出し申請	12:30~17:00
・開会式・ドライバーズフリーフィンギ	16:30~17:00
・車両保管	17:30~翌6:30迄

* 競技車両を持ち出す場合は、「車両持出し申請」を行って下さい。

* 公開練習参加者は、極力、公式受付A(参加確認受付)・公式車両検査Aをお受けください。

* ドライバーズフリーフィンギには必ず出席してください。

9月30日(日)

・ゲートオープン	6:30~
・公式車両検査B 持出し車両検査	6:45~7:45
・公式受付B(参加確認受付)	7:15~7:45
・慣熟歩行	7:30~8:15
・第1ヒート	8:30~ 第1ヒート終了後40分間慣熟歩行
・第2ヒート	第1ヒート終了後55分後より開始
・表彰式(開会式)	16:00~(予定)

第2章 競技参加に関する基準規則

第14条 クラス区分

本競技会は、選手権対象クラスのみで開催する。

第15条 車両変更

2018年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第3章第25条に従う。

但し、車両変更申請は、公式受付B(参加確認受付)終了(9月30日7:45)迄とする。

第3章 競技に関する基準規則

第16条 計測装置

計測は、自動計測装置を使用し、1/1000秒まで計測しその計測結果を成績とする。

計測は、独立した別の自動計測装置でバックアップ体制をとり、位置、高さを統一し外的要因に影響がないように保護する。

第4章 儀典および賞典

第17条 賞典

全部門全クラス1位~3位 JAF盾・副賞(賞金)

全部門全クラス4位~6位 トロフィー・副賞(賞金)

* 賞の制限: JAF賞を除き、各クラスの参加台数の50%(少数点以下四捨五入)の範囲で最大6台まで。

制限する場合は、公式通知にて発表する。

第5章 その他

第18条 損害の賠償

1) 参加者・競技運転者は参加車両および付属品の損害・盗難・破損等の被害および会場施設・器物を破損させた場合の損害等、理由の如何にかかわらず各自が責任を負わなければならない。

2) 参加者・競技運転者・サービス員(ヘルパーを含む)・ゲスト等は、JAFおよびオーガナイザーの大会役員・競技役員が一切の責任を免除されていることを承しなければいけない。すなわち大会役員・競技役員がその役務に最善を尽くす事はもちろんであるが、その役務遂行に起因するものであっても、参加者・競技運転者・サービス員・ゲスト・観客・大会関係者等の死亡・負傷・車両の損害に対して一切の損害賠償責任を負わないものとす。

第19条 その他の事項

MS共済会保険金支払い規定により共済対象競技会として開催される。

もてぎ・鈴鹿共済会(MS共済会)保険金支払い規定(抜粋)

本会が保険会社と締結する保険内容及び保険金額は次の通りとする。

下記に記載されていないものは、保険契約約款に従う。

(1) 死亡保険金 : 事故の日から180日以内にその事故による負傷が原因で死亡した場合、3,000万円の支払いを受けるものとする。

(2) 後遺障害保険金 : 事故の日から180日以内にその事故が原因で身体の一部をなくしたり、その機能をなくした場合、保険会社の定める約款の支払区分に記載された率に応じ、3,000万円を限度として後遺障害保険金の支払いを受ける。

(3) 入院保険金および手術保険金 : 事故が原因で傷害を被り、その直後の結果として、日常生活に支障をきたし、かつ、病院または診療所に入り医師の治療を受けた場合、次の入院保険金の支払いを受ける。また、入院保険金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として、保険会社の定める約款に記載された手術を受けたときは、次の手術保険金の支払いを受ける。

入院の場合・・・1日につき1,500円

手術の場合・・・保険会社の定める約款の支払い区分通り。

(4) 通院保険金 : 事故が原因で傷害を被り、その結果として日常生活に支障をきたし、かつ、医師の治療を要した為、病院または診療所に通い、医師の治療を受けた場合、次の通院保険金の支払いを受ける。

実治療日数・・・1日につき1,000円

通院とは、事故により正常の生活または業務に従事することに支障をきたし期間内で、実際に医師の治療を受けたことをいう。

したがって治療を行っている場合でも、正常の生活または業務に従事することに支障のない程度に回復したときは、それ以降の

通院は保険金の支払いを受ける対象にならない。

4. 個人会員は、事故により負傷した場合、必ず本会指定の鈴鹿サーキット/ツインリンクもてぎ内医務室にて事故記録を残さなければ保険金の請求は出来ない。ただし、生命に関わるような緊急時にはこの限りではない。

5. 保険金受取のための必要書類

(1) 傷害保険金請求書

(2) 傷害の程度を証明する医師の診断書もしくは、全治した時の医師の治療証明書(ただし、医師を指定する場合もある)

* 保険金請求金額が10万円未満の場合は、治療費領収書で代用可能。

(3) 同意書

(4) その他、本会が契約した保険会社が指定する書類

6. 保険金の支払いは、本会が契約した保険会社を通じて行う。

7. 保険金は、健康保険、労災保険には関係なく支払われる。